

広島市告示（安芸区）第73号

令和7年7月11日

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、令和7年7月11日から同月25日まで広島市安芸区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井 一 實

道路の種類	路線名	供用開始区間	供用開始の期日
県道	瀬野船越線	安芸区中野四丁目1895番地12 地先から 安芸区中野四丁目1893番地1 地先まで	令和7年7月11日